

教安第490号  
令和3年6月28日

各県立学校長様

教 育 長

児童・生徒の水難事故防止徹底に関するお願いについて（依頼）

このことについて、令和3年6月17日付け千西地発第34号で千葉県千葉西警察署長より、同24日付け三千航第177号で千葉海上保安部長より、そして同日付け千港第342号で千葉港湾事務所長より、別添写しのとおり、児童・生徒の水難事故防止等に関する依頼がありました。

例年、水難事故防止に関する注意喚起をしてきたところですが、令和3年5月2日、千葉市美浜区の幕張の浜において、未成年者が海で溺れて亡くなる事故が発生し、遊泳禁止区域である同所における高校生を含む未成年者の死亡事故が4年連続の発生となっています。

この状況を鑑み、千葉西警察署、千葉海上保安部、千葉港湾事務所の三者にて、水難事故の防止に向けた協議を行っていただき、今後、県教育委員会も加わりパトロールや啓発活動を行う予定です。

については、これらの痛ましい事故を無くすため、児童生徒及び保護者に対し、必要に応じて別紙①「緊急リーフレット」及び別紙②「離岸流ってなんだろう？」を配付の上水難事故防止に向け、改めて下記の点について各学校の実情に応じた指導の徹底をお願いします。

記

- 1 遊泳禁止区域、監視員やライフセーバーのいない海での遊泳は絶対しない。
- 2 海や河川、湖沼池、用水路等において、防護柵が無いなどの危険な箇所へ絶対に立ち入らない。
- 3 出水期における豪雨等による天候不良時（急な天候の悪化が予想される時を含む）は、増水による河川の氾濫、高潮などの危険が予測されるため、危険箇所には近づかない。

【参考】

○教安第100号「河川水難事故防止に係る国土交通省の取組について（依頼）」  
（令和3年4月20日）

【担当】

教育振興部学校安全保健課  
安全室 指導主事 田中 福太郎  
電話 043-223-4091

教安第490号  
令和3年6月28日

各教育事務所長様

教 育 長

児童・生徒の水難事故防止徹底に関するお願いについて（依頼）

このことについて、令和3年6月17日付け千西地発第34号で千葉県千葉西警察署長より、同24日付け三千航第177号で千葉海上保安部長より、そして同日付け千港第342号で千葉港湾事務所長より、別添写しのとおり、児童・生徒の水難事故防止等に関する依頼がありました。

例年、水難事故防止に関する注意喚起をしてきたところですが、令和3年5月2日、千葉市美浜区の幕張の浜において、未成年者が海で溺れて亡くなる事故が発生し、遊泳禁止区域である同所における高校生を含む未成年者の死亡事故が4年連続の発生となっています。

この状況を鑑み、千葉西警察署、千葉海上保安部、千葉港湾事務所の三者にて、水難事故の防止に向けた協議を行っていただき、今後、県教育委員会も加わりパトロールや啓発活動を行う予定です。

については、これらの痛ましい事故を無くすため、貴管下市町村教育委員会に対して周知するとともに、各学校が児童生徒及び保護者に対して、必要に応じて別紙①「緊急リーフレット」及び別紙②「離岸流ってなんだろう？」を配付の上、水難事故防止に向け、改めて下記の点について徹底が図れるよう指導願います。

記

- 1 遊泳禁止区域、監視員やライフセーバーのいない海での遊泳は絶対しない。
- 2 海や河川、湖沼池、用水路等において、防護柵が無いなどの危険な箇所へ絶対に立ち入らない。
- 3 出水期における豪雨等による天候不良時（急な天候の悪化が予想される時を含む）は、増水による河川の氾濫、高潮などの危険が予測されるため、危険箇所には近づかない。

【参考】

○教安第100号「河川水難事故防止に係る国土交通省の取組について（依頼）」  
(令和3年4月20日)

【担当】

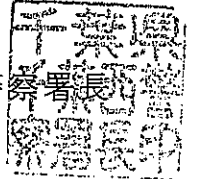
教育振興部学校安全保健課  
安全室 指導主事 田中 福太郎  
電話 043-223-4091



千西地発第34号  
令和3年6月17日

千葉県教育長 殿

千葉県千葉西警察署長



児童・生徒の水難事故防止徹底に関するお願いについて

令和3年5月2日、千葉県千葉市美浜区の幕張の浜において、未成年者が海で溺れて亡くなる事故が発生しました。

同所に設置されている堤防に立ち入ることは、大変危険であり、千葉県港湾事務所が立入り禁止場所に設定しているにも関わらず、同所に立ち入り、海に飛び込んで亡くなる事故が、4年連続で発生しています。

つきまして、これらの痛ましい事故を撲滅すべく、千葉県港湾事務所、海上保安庁と三者協議を実施し、別添のとおり、生徒及び保護者を対象とした緊急リーフレットを作成しましたので、貴管下の高等学校等において、生活指導や保護者会等の機会を利用するなどして、生徒に対して水難事故防止に関する周知がなされるよう、お取り計らいいただきたくお願い申し上げます。

お問い合わせ先：千葉西警察署 地域課 043-277-0110（内線290）

地域課長 諸橋 裕輝（又は地域交通官 橋村 隆一）

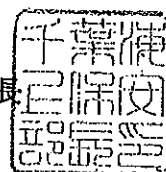




三千航第 177 号  
令和 3 年 6 月 24 日

千葉県教育長 殿

千葉県海上保安部長



児童・生徒の海浜事故防止徹底に関するお願いについて

平素から、海上保安業務に深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、令和 3 年 5 月 2 日、千葉県千葉市美浜区の幕張の浜において、未成年者が海で溺れて亡くなる事故が発生しました。

当該海域は遊泳禁止区域となっており、波が立ちやすく、急に深くなるなど、過去にも重篤な海浜事故が多発している危険な場所であり、4 年連続して未成年者による同様の死亡事故が発生しています。

つきましては、これらの痛ましい事故を撲滅すべく、千葉県千葉港湾事務所、千葉県千葉西警察署と三者協議を実施し、別添のとおり、生徒及び保護者を対象とした緊急リーフレットを作成しましたので、貴管下の高等学校等において、生活指導や保護者会等の機会を利用するなどして、生徒に対して海浜事故防止に関する周知がなされるよう、お取り計らいいただきたくお願い申し上げます。

お問い合わせ先：千葉県海上保安部 航行安全課 043-242-1805

航行安全課長 萩尾 努（又は専門官 村瀬）





千港第342号

令和3年6月24日

教育庁教育振興部

学校安全保健課長 様

千葉港湾事務所長

児童・生徒の水難事故防止徹底に関するお願いについて（依頼）

令和3年5月2日、千葉県千葉市美浜区の幕張の浜において、未成年者が海で溺れて亡くなる事故が発生しました。

同所に設置されている堤防に立ち入ることは、大変危険であり、当事務所で立ち入り禁止場所に設定しているにも関わらず、同所に立ち入り、海に飛び込んで亡くなる事故が、4年連続で発生しています。

つきましては、これらの痛ましい事故を撲滅すべく、海上保安庁、千葉西警察署と三者協議を実施し、別添のとおり、生徒及び保護者を対象とした緊急リーフレットを作成しましたので、貴管下の高等学校等において、生活指導や保護者会等の機会を利用するなどして、生徒に対して水難事故防止に関する周知がなされるよう、お取り計らいいただきたくお願い申し上げます。

(問い合わせ先)

〒260-0024

千葉市中央区中央港1丁目6番1号

千葉県千葉港湾事務所

事務次長 松崎

施設管理課長 小林

電話：043-246-6206

FAX：043-241-3470



# 離岸流ってなんだろう？



## 沖にながされたときの脱出方法



### 離岸流とは・・・

海水浴場や海岸付近では、岸から沖に向かう流れが発生することがあり、これを「離岸流」と呼んでいます。その速さはオリンピックの競泳選手並みになることもあり、海岸であればどこでも発生する可能性があります。「離岸流」に遭うと、水際で泳いでいる人が沖へ“あっという間”に流されてしまうことがあり、大変危険です！

### 「離岸流」からの脱出方法

- ① 慌てずに、付近の人に救助を求める
- ② 海岸線と平行に泳いで「離岸流」から抜け出す

「離岸流」の幅はわずか10m～30mといわれています。そのため、岸に向かって（流れに逆らって）泳がず、**海岸線と平行に泳ぐ**と、無理なく岸へ向けて泳ぐことができます